

草津市共同募金委員会赤い羽根助成事業「～つながり紡ぐ☆ハッピーチャレンジ事業～」

実施要綱

（事業の目的）

第1条 この事業は草津市において地域福祉の推進を図ることを目的とし、市内の福祉のまちづくり事業を支援するもので、市内のグループや団体から「新たなつながりをつくる事業」の提案を受け、書類選考と公開プレゼンテーションを通じて助成を行う。このことで、地域の福祉活動が活性化し、共同募金運動へ多くの方の理解と共感が得られ、共同募金の循環を通して、住民参加の福祉意識が醸成されることを目指すものとする。なお、この要綱において活動とはグループや団体が行う事業全般のことを指し、事業とはグループや団体が行う活動のうちの1つを指すものとする。

（助成対象となる事業及び期間）

第2条 助成対象となる事業は、前条に掲げる目的を実現するために新たに実施される、様々な形での「新たなつながりをつくる事業」とする。

2 助成対象となる事業の期間は、助成決定を受けた翌年度内とする。

（助成対象とならない事業）

第3条 次の各号のいずれかに該当する活動は助成の対象とはしない。

- （1）構成員の親睦や趣味的な活動を目的とする事業。
- （2）単に物品の購入や施設の改修を行う事業。
- （3）特定の人または特定の団体の利益を目的とする事業。
- （4）営利、宗教または政治を目的とする事業。
- （5）調査または研究のみを目的とする事業。
- （6）国、地方公共団体その他助成団体等から助成を受けている事業。

ただし、学区社協をはじめ、補助金や助成を受けている団体の場合、本助成を受けて実施する事業と、その他の助成を受けて実施する事業の収支が明確に分かれている場合は、助成の対象とする。

- （7）共同募金の活用に適さない活動や寄付者の思いにそぐわない事業。
- （8）その他草津市共同募金委員会会長（以下、「会長」という。）が適当でないと認める事業。

（助成対象団体）

第4条 助成の対象は、継続的な事業が期待でき、かつ次のすべてに該当するグループや団体とする。

- （1）草津市内で活動するグループや団体。
- （2）グループや団体の構成員が5名以上であること。
- （3）グループや団体の構成員のうち、2名以上が草津市内に在住であること。
- （4）未成年のみでグループや団体を構成する場合は、保護者等の成年者が指導・監督を行うこと。

（助成対象とならない団体）

第5条 次の各号のいずれかに該当するグループや団体は助成の対象とはしない。

- （1）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団及びその構成員の統制下にあるグループや団体。

（対象経費）

第6条 助成金の対象経費は、次に掲げる経費の実費とする。

- （1）報酬（職員の人件費は除く）、通信運搬費、使用料及び賃借料、印刷製本費、手数料、燃料費、保険料、消耗品費、その他会長が特に必要と認めるもの。

(助成金額)

第7条 助成金額は、1 団体あたり10万円を上限とし、千円単位で助成金の申請を受け、予算の範囲内（予算100万円）において第11条に定める専門委員会において助成金額を決定する。

(助成の制限)

第8条 助成金の交付は、当概年度につき1団体1事業とする。

(助成金の申請)

第9条 助成金の交付を受けようとする団体は、以下の書類を指定期日までに会長に提出しなければならない。

(1) 申請書（様式第1号）

(2) 事業計画書・収支予算書（様式第2号）

(3) 年間事業計画書（様式第3号）

(4) 団体名簿（様式第4号）

(審査)

第10条 助成金の審査については、書類審査と公開プレゼンテーションにより行う。

2 書類審査結果及び公開プレゼンテーションに関する詳細を書類審査結果通知書（様式第5号）により団体に通知する。

(専門委員会)

第11条 会長は、申請のあった助成対象事業を審査するため、草津市共同募金委員会内に専門委員会を置く。

2 専門委員会は、委員15名以内をもって組織し、会長が委嘱する。

3 専門委員会に会長を置き、第3条に定める会長をもって充てる。

4 専門委員会は、会長が招集する。

5 専門委員会は委員の2分の1以上の出席で成立し、出席委員の過半数を持って議事を決し、可否同数のときは、会長の決するところとする。

(助成金額の決定)

第12条 専門委員会において助成対象団体を決定した後、助成決定通知書（様式第6号）を助成団体に交付する。

2 前項の場合において、会長は助成を行わない旨を決定した団体やグループに対し、その理由を助成不決定通知書（様式第6号）により通知する。

(助成金の交付)

第13条 前条に規定する助成金の決定の通知を受けた団体は、助成金交付請求書（様式第7号）により、会長に助成金を請求する。

2 会長は前項の規定による助成金交付請求書を受理した場合、速やかに助成金を交付し、助成金の振込について口座振込通知書（様式第8号）により団体に通知する。

(申請事項の変更及び承認並びに助成金の返還)

第14条 前条の規定により助成金の交付を受けた団体は、その助成の申請内容に変更、もしくは事業自体の一部休止あるいは廃止が生じた場合、変更、中止等に係る関係書類を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 会長は、前項の規定に基づき承認を行った場合、助成対象団体に対して助成金の返還を求めることができる。

3 前項の規定に基づき、助成金の返還を求められた団体は、速やかに本会に指定された金額を納付しなければならない。

(完了報告および成果報告)

第15条 助成対象団体は、事業が完了した日から30日以内に、以下の書類に領収書及び写真等の証拠書類等を添えて、会長に提出しなければならない。

- (1) 事業完了報告書(様式第9号)
- (2) 収支決算精算書(様式第10号)
- (3) 年間事業報告書(様式第11号)

2 助成対象団体は、前項の事業完了報告書に基づく活動成果報告を、会長の求めに応じて行うものとする。

(受配の明示)

第16条 助成対象団体は、助成を受けた事業を実施する場合は次の各号に応じて「赤い羽根共同募金」からの助成金であることを明示しなければならない。

- (1) 啓発行事・講演会などの場合は、資料やチラシに助成を受けた旨の明示をすること。
- (2) 物品などの購入の場合は、本会が配布する「受配ステッカー」を貼付すること。

(助成金の返還)

第17条 会長は、助成対象団体が、次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その団体に対し助成の決定を取り消し、または既に交付した助成金の全部もしくは一部を返還させることができる。

- (1) 虚偽の申請または報告をしたとき。
- (2) 助成を決定した事業の全部または一部を実施しなかったとき。
- (3) 助成を決定した事業以外のものに使用したとき。
- (4) 助成金交付後に、助成を決定した事業に対し国、地方公共団体その他助成団体等から新たに助成金を受けたとき。
- (5) その他この要綱の規定に違反したとき。

附 則

この要綱は、令和3年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年7月1日から施行する。